

第2章 全体構想

第2章 全体構想

1. 都市の将来像

第1章「山武市の現状と課題」を踏まえ、本市の都市の将来像を展望すると、既存社会資本と地域資源の活用や様々な分野における市民活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図り、地域の個性と魅力を向上させるとともに、本市の立地条件・交通条件を活かした産業集積及び就業機会の確保を図り、人口減少を抑制し、活力を維持・増進していくことが望まれます。

また、それらを市域全体で効果的に展開していくために、地域間の連携・交流を強化し、併せて、市民と行政が協力して都市づくりに取り組む環境を整えていくことが望まれます。

そこで、山武市都市計画マスタートップランにおける都市の将来像を以下のとおりとします。

『「ひと」「まち」「価値」をつないで育てる自立都市さんむ』

また、都市づくりの課題に応じた目標を以下のとおり設定します。

- 課題1 『地域間の連携・交流等による都市の一体性の確保』に対して、
 - 道路・交通ネットワークにより地域の結びつきを強化し、市民の活発な交流により、地域資源や地域コミュニティにおける伝統・文化等の魅力向上や共有を図ることとし、「市内の各地域が連携・交流する一体的な都市づくり」を目標とします。

- 課題2 『就業機会の確保と魅力的な住環境の形成による人口減少の抑制』に対して、
 - 交通条件の優位性を活かした農林漁業・工業等の発展や観光・レジャーの訪問客と市民との交流促進による地場産業や観光の振興を図ることとし、「周辺都市との連携と交流により豊かさが高まる都市づくり」を目標とします。

- 課題3 『既存の社会資本の活用と充実による「歩いて暮らせるまちづくり」』に対して、
 - 日常生活圏が徒歩や自転車、公共交通で形成され、併せて、賑わいやコミュニティ・子育て環境等が創出、育成されるような集約型の都市を目指すこととし、「既存社会資本を活用した歩いて暮らせる集約型の都市づくり」を目標とします。

- 課題4『山武市の歴史と文化や特徴ある景観を活かした魅力づくり』及び
- 課題5『環境負荷の低減や災害に対する安心・安全が確保された暮らしの実現』
- 課題7『市民ニーズに対応するため、協働による都市づくりへの取組』に対して、
➤ 地域固有の自然環境や文化が市民協働により受け継がれ、地域の魅力を高める景観の形成を図るとともに、低炭素社会に配慮した都市づくりを目指すこととし、

「地域固有の自然と文化を活かした市民協働による都市づくり」を目標とします。

- 課題5『環境負荷の低減や災害に対する安心・安全が確保された暮らしの実現』（再掲）及び
- 課題6『新たな価値や多様な生活様式に対応した社会基盤の整備』に対して、
➤ 森林、田園及び海岸等の自然環境の保全・機能活用による防災対策の推進、建物の耐震化や防災拠点の整備などによる市街地の防災性の向上、市民との協働による防災体制づくりを目指すこととし、

「人々が安心して住み、災害に強い都市づくり」を目標とします。

(1) 都市の将来像

『「ひと」「まち」「価値」をつないで育てる自立都市さんむ』

(2) 都市づくりの目標

◆市内の各地域が連携・交流する一体的な都市づくり

- 各地域の拠点市街地が道路や公共交通のネットワークにより結ばれ、市民が活発に連携・交流する一体的な都市づくり
- 広大な海浜と丘陵等の自然・景観、地域固有の歴史・文化資源、地域のコミュニティで培われた伝統・文化等の魅力を市民全体で高め、共有できる一体的な都市づくり

◆周辺都市との連携と交流により豊かさが高まる都市づくり

- 圏央道や銚子連絡道路により向上した交通条件を活かし、空港及び周辺都市との連携・交流による農林漁業や工業等が発展する都市づくり
- 山武市に体験農林漁業やレジャー等で訪れる人々が市民と活発に交流し、農業等の地場産業や観光が発展する都市づくり

◆既存社会資本を活用した歩いて暮らせる集約型の都市づくり

- 住宅、公共公益施設や商業等が集積し、それらを徒歩や自転車、公共交通で利用できる、人と環境に優しい歩いて暮らせる集約型の都市づくり
- 賑わいやコミュニティ・子育て環境等が創出、育成される集約型の都市づくり

◆地域固有の自然と文化を活かした市民協働による都市づくり

- 九十九里浜、田園、集落、山武杉といった固有の自然環境地域文化が市民との協働により受け継がれ、地域の個性と魅力の向上に活かされる都市づくり
- 地域の取組として、あるいは農林漁業、観光の連携により、美しい景観が形成されるとともに安心・安全が確保された都市づくり
- 身近な自然環境の保全・育成に努めるとともに、住宅用太陽光発電や森林資源を活用したバイオマスエネルギー等の新エネルギー※の活用を促進し、低炭素社会に配慮した持続可能な都市づくり

◆人々が安心して住み、災害に強い都市づくり

- 森林、田園及び海岸等の自然環境の保全やその機能を活かした防災対策の推進、住宅や特定建築物※の耐震化、津波避難タワーや防災拠点の整備及び避難路の確保、避難所の過密を避けるための多様な避難環境の確保等により、市街地の防災性の向上を図る都市づくり
- 避難訓練等の実施を通して、災害時における被害を最小限にするなど市民との協働による防災体制づくりを考えた都市づくり

2. 将来都市構造

～都市の将来像の実現に向けた基本的考え方～

現在の山武市は、都市機能の分散化、地域間の連携不足、市街地の外延化及びそれに伴う農地の改廃や既存市街地内の空洞化等の問題を抱えた拡散型の都市構造になっています。

拡散型の都市構造では、道路や上下水道等のライフライン※、教育・医療福祉サービスといったハード・ソフト両面の都市の公共サービスの効率が下がり、医療施設、商業施設及び文化施設等の都市機能の分散により、自動車に過度に依存せざるを得ない状況となります。さらに、そのことが公共交通の衰退を招くこととなります。

こうした様々な問題に加え、人口減少・少子高齢化の進展及び財政制約に伴う公共投資の効率化に対応するには、本市の都市の成り立ちを踏まえ、都市機能と公共サービスを集中させ、良好な住環境、子育て環境及び賑わい・コミュニティの創出を実現する「集約型都市構造」の形成を目指すことが望まれます。

このような「集約型都市構造」は、日常生活に必要な移動を少なくするうえ、移動手段として自動車に過度に依存しないため、環境負荷を低減する都市構造でもあります。

本市においては、都市機能や公共サービスが既に一定程度集積した地区として、JR日向駅・さんぶの森周辺、JR成東駅周辺、JR松尾駅周辺及び蓮沼交流センター周辺の4つの地区があり、それぞれ歴史的な過程を経て地域の拠点が形成されています。

本市では、これらの拠点を中心に、日常生活の利便性の向上とコミュニティ・子育て環境等の充実を図ることにより、集約型の都市が形成されることを目指します。

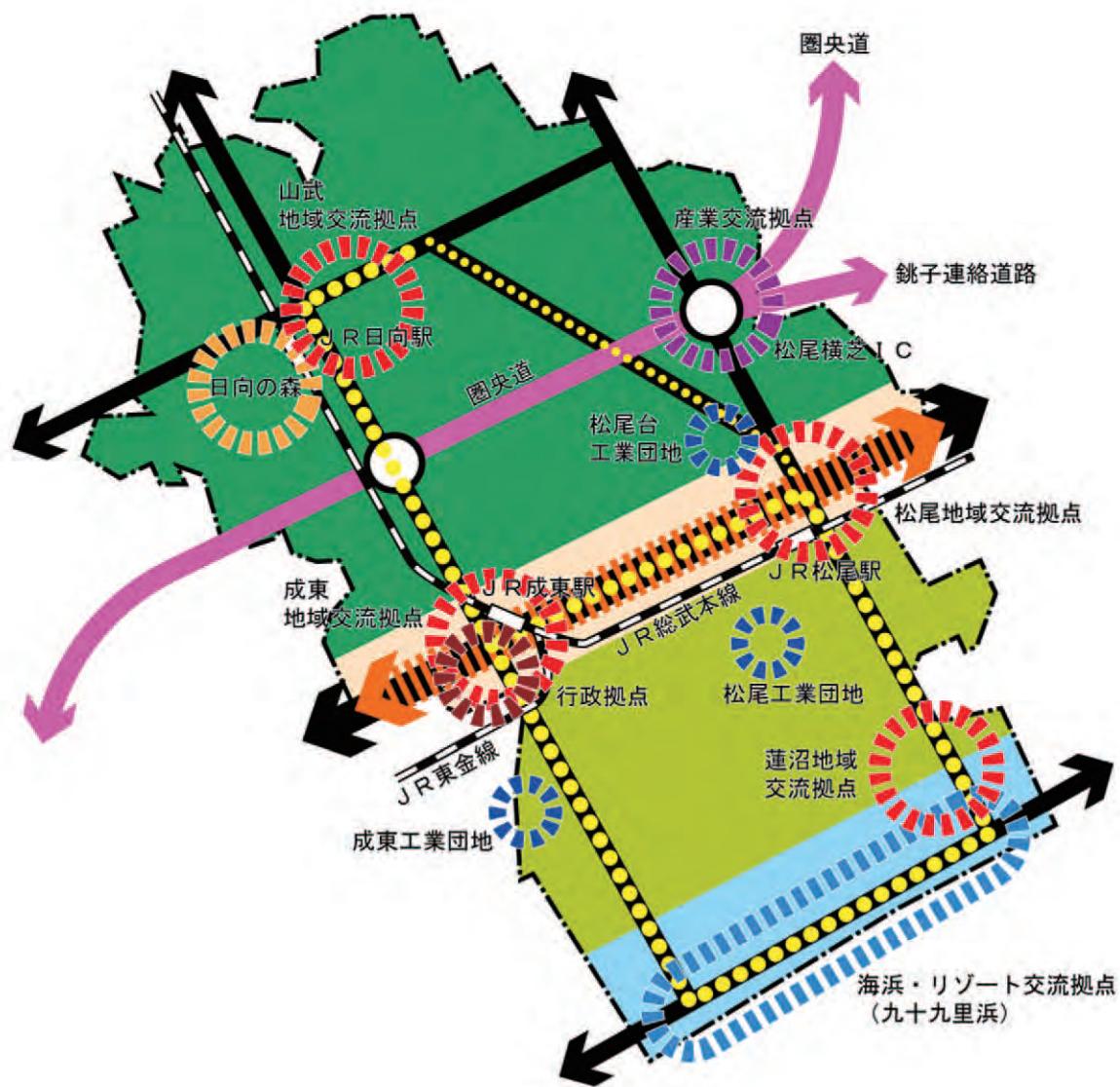
また、拠点を取り巻く周辺の地域では、自然や農林漁業との調和を重視し、ゆとりある生活の実現を目指します。併せて、一定のまとまりのある既存の集落等とそれぞれの地域の拠点を連携させることにより生活環境を整えます。

さらに、市域全体としては、それぞれの拠点の持つ魅力や個性を市民が共有し、一層高めていくために、公共交通を基本とする道路・交通ネットワークにより拠点を相互に結びつける「拠点ネットワーク型の集約型都市構造」を目指します。

これにより、都市の将来像に描いたように「まち」と「まち」が結ばれ、「ひと」と「ひと」がつながり、地域固有の自然・景観、歴史・文化及び産業・営み等の地域の「価値」と「価値」がつながり、さらに、様々な主体の連携のもとに「ひと」と「まち」と「価値」が互いに磨かれ、本市の魅力向上と活性化が図られます。

なお、この将来都市構造については、次に掲げた「土地利用ゾーニング」「交流拠点」「都市連携軸」「地域交流ネットワーク」及び「都市の骨格となる道路」により構成します。

【将来都市構造図】



凡　例

【土地利用ゾーニング】	【交流拠点】	【都市連携軸】
丘陵ゾーン	地域交流拠点	都市連携軸
市街地ゾーン	海浜・リゾート交流拠点	【地域交流ネットワーク】
田園ゾーン	地域資源創造拠点	【都市の骨格となる道路】
海浜・リゾートゾーン	産業交流拠点	自動車専用道路
	産業拠点	広域幹線道路
	行政拠点	幹線道路

土地利用ゾーニング

地域の個性と魅力を生み出す森林、田園及び海浜等の特徴的な土地利用の現況を踏まえて、丘陵、市街地、田園及び海浜・リゾートの4つのゾーンを配置します。

交流拠点

都市機能や公共サービスが既に一定程度集積した拠点地区について、日常生活の利便性の向上とコミュニティ・子育て環境等の充実を図り、地域の交流拠点として育成していきます。

併せて、特定の都市機能等を有する地区を、それぞれの特性に応じた「交流拠点」とします。

都市連携軸

広域的な連携・交流機能の役割を担う国道126号とその沿道市街地を「都市連携軸」として位置づけ、沿道市街地の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導により、多様な土地利用の形成を図ります。

地域交流ネットワーク

「地域交流拠点」をはじめ各「交流拠点」を結び、地域の結びつきを強化する道路・交通を「地域交流ネットワーク」として位置づけます。

都市の骨格となる道路

「地域交流ネットワーク」とともに、成田市、八街市及び東金市等の周辺都市を結びながら都市の骨格を形成する道路を「都市の骨格となる道路」として位置づけます。

(1) 土地利用ゾーニング

- 丘陵ゾーン**・・・森林や里山の緑の閑静な環境を活かしたまちづくりを展開します。
- 市街地ゾーン**・・・都市的な土地利用を適切に誘導するまちづくりを展開します。
- 田園ゾーン**・・・屋敷林に囲まれた集落地と水田が調和した環境に配慮したまちづくりを展開します。
- 海浜・リゾートゾーン**・・・九十九里浜沿岸の地域資源を活かしたまちづくりを展開します。

(2) 交流拠点

●地域交流拠点

都市機能や公共サービスが既に一定程度集積した地区について、日常生活の利便性の向上とコミュニティ・子育て環境等の充実を図り、地域の交流拠点として育成していきます。

山武地域交流拠点・・・JR日向駅周辺・さんぶの森周辺地区

成東地域交流拠点・・・JR成東駅周辺地区

松尾地域交流拠点・・・JR松尾駅周辺地区

蓮沼地域交流拠点・・・蓮沼交流センター周辺地区

●海浜・リゾート交流拠点

蓮沼海浜公園等の地域資源を活用した海浜・リゾート地にふさわしい拠点づくりを推進します。

●地域資源創造拠点

丘陵部にある日向の森を核として、周辺の自然環境と調和した土地利用を検討するとともに、森林資源の活用や企業誘致等により新たな価値を創造する拠点づくりを推進します。

●産業交流拠点

松尾横芝インターインター周辺及び接続する幹線道路沿道において、成田国際空港への近接性や広域交通へのアクセス性※を活かし、地域の特色を活かした物流産業や新しい産業を創造する拠点づくりを推進します。

●産業拠点

既存の成東工業団地、松尾工業団地及び松尾台工業団地において産業用地の拡張を検証し、周辺環境に配慮しつつ、良好な操業環境の維持・向上を図ります。

●行政拠点

市役所周辺において、効率的かつ効果的な行政運営を行うことができる環境づくりを推進します。

(3) 都市連携軸・・・国道 126 号沿道

広域的な連携・交流機能の役割を担う国道 126 号とその沿道市街地を「都市連携軸」として位置づけ、沿道市街地の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導により、多様な土地利用の形成を図ります。

(4) 地域交流ネットワーク

「地域交流拠点」をはじめ各「交流拠点」を結び、地域の結びつきを強化する道路・交通を「地域交流ネットワーク」として位置づけます。

地域交流ネットワークを構成する道路を次のとおりとします。

国道 126 号

主要地方道 : 松尾蓮沼線、成東酒々井線、千葉八街横芝線、成田松尾線

一般県道 : 成東鳴浜線

都市計画道路 : 3・3・1 蓮沼海浜公園本須賀納屋線

**一部、主要地方道、
一般県道と重複す
る区間がありま
す。** 3・4・12 雨坪埴谷線
3・4・6 富田本須賀納屋線

(5) 都市の骨格となる道路

地域交流ネットワークとともに、成田市、八街市及び東金市等の周辺都市を結びながら都市の骨格を形成する道路を次のとおりとします。

自動車専用道路 : 圏央道

広域幹線道路 : 国道 126 号

幹線道路 : (主) 千葉八街横芝線、(主) 飯岡一宮線、(主) 松尾蓮沼線

(主) 成田松尾線、(主) 成東酒々井線、(県) 成東鳴浜線

(県) 横芝山武線、(県) 日向停車場極楽寺線、(県) 成田成東線

3. 部門別整備構想

3-1 土地利用に関する基本方針

(1) 自然との調和を基本とした土地利用の促進

本市の特徴である森林、田園及び海岸等の自然と調和した都市を目指すため、将来都市構造を基本として次の11の分類により、地域特性に応じた土地利用を促進します。

a. 商業・業務地

JR成東駅、JR日向駅及びJR松尾駅の各駅周辺において、駅の交通結節機能を活かし、魅力と賑わいを形成するとともに、自動車に頼らずに買い物等の日常生活が営める土地利用を誘導します。

b. 沿道サービス地

成東地域内の4車線整備を位置づけた国道126号沿道において、土地利用の適正な規制・誘導により、都市連携軸として、既に集積している沿道サービス機能と居住機能を良好な環境で維持します。

また、成東地域交流拠点に含まれる国道126号沿道においては、駅周辺地区と連携して、商業業務機能の集積を図ります。

【国道126号沿道】



c. 近隣サービス地

さんぶの森公園前の（都）さんぶの森公園線沿道、JR松尾駅南側及び蓮沼出張所周辺の用途地域の指定されていない区域において、用途地域の指定や地区計画の活用等により土地利用の規制・誘導を図り、既存の公共公益施設や商業施設を活かしながら地区の利便性を確保するとともに、周辺の良好な環境を保全します。

d. 一般住宅地

JR成東駅、JR日向駅及びJR松尾駅の周辺において、自然環境に配慮した質の高いゆとりある住環境の形成を図ります。

国道126号沿道並びに埴谷地区、大木地区及び白幡地区の住宅地においては、安心・安全に暮らすことのできる住環境の保全を図ります。

海浜・リゾート交流拠点を構成する（主）飯岡一宮線沿道の住宅地においては、住環境の保全とともに、観光・レジャーに対応する民宿や別荘等の立地に対応した土地利用を図ります。

e. 丘陵住宅地

計画的に整備された美杉野地区等の住宅地において、「山武市空家等対策計画」に基づく空家の適正管理や利活用の促進等により、自然環境と調和した質の高い住環境の維持・創出を図ります。

【美杉野地区】



f. 田園・集落地

田園・集落地において、本市の基幹産業である農業を支え、首都圏の食糧生産基地としての役割を担う農地と集落地を保全します。

【里 山】



g. 自然保全・活用地

森林が広がる丘陵部において、森林、谷津田※、河川の保全を図り、その活用にあたっては、山武杉等の優れた地域資源を活かした産業の振興やグリーンツーリズム※等を推進します。

作田川下流域に所在する成東・東金食虫植物群落は希少な食虫植物が8種類生育する本州唯一の貴重な湿原で、国の天然記念物に指定されています。湿性植物以外にも、鳥類や動物たちが暮らす九十九里地域では数少ないビオトープ（生息空間）である他、群落を含む周辺の景観は指定当時（1920年）とあまり変わらない郷土の原風景が広がっています。市民が自然に触れる憩いの場とともに、小・中学生の観察教室や観光客が見学を楽しめるよう、望ましい姿で保全します。

h. 産業地

松尾横芝インターチェンジ周辺において、成田国際空港への近接性や広域交通へのアクセス性を活かし、物流機能をはじめとして、成田国際空港の後方支援機能や新エネルギー関連産業を含む最先端技術産業等の新たな産業の誘致により産業振興を促進し、新たな就業の場としての土地利用を図ります。

成東工業団地、松尾工業団地及び松尾台工業団地に立地する企業の操業環境の充実を図るとともに、緩衝緑地等の配置と適正な維持管理により、自然環境との調和を図るよう立地企業に対して協力を求めていきます。

上記の工業団地を含め、工場の集積地においては、経済活動の動向等を踏まえ、工業・流通業務地等、適正な土地利用を進め、周辺の住環境及び自然環境との調和を図ります。

i. 海浜・リゾート地

【蓮沼海浜公園】

海浜・リゾート地において、九十九里浜沿岸の地域資源を活かし、観光関連施策と連携して観光・レジャーに対応する別荘や民宿等の土地利用を図ります。

また、防風林及び砂浜の保全により、海と緑に囲まれた風格のあるリゾート地を形成します。



j. 土地利用検討地

商業・業務地、沿道サービス地及び一般住宅地等の市街地（用途地域）に隣接し、既に都市的な土地利用が形成されている地区において、既存商業施設や住宅等の建物の立地状況等の実情を踏まえ、市街地環境の保全や改善を図ります。

併せて、都市連携軸となる国道126号沿道の用途地域の指定されていない地区において、農業等の地場産業や観光が発展する多様な土地利用と良好な道路沿道環境を図ります。

そのため、地域住民の理解を得ながら、用途地域の指定等により、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

JR成東駅北側及びJR松尾駅南側については、地域交流拠点の整備方針や地域別構想に即しつつ、地域住民の意向や土地利用のニーズ・実現可能性等を踏まえ、土地利用の促進と適正な規制・誘導等の方策を検討します。

また、JR成東駅北側は、地区の利便性や防災、交通安全の確保に資する道路の整備を合わせて検討します。

山武成東インターチェンジ周辺については、良好な広域アクセスを活かした土地利用のあり方を研究します。

日向の森を核とした地域資源創造拠点においては、周辺の自然環境と調和した土地利用を検討するとともに、森林資源の活用や企業誘致等により新たな価値を創造する拠点づくりを推進します。

k. 地域交流拠点

地域交流拠点となる山武、成東、松尾及び蓮沼の各拠点について、それぞれ機能分担を図りながら、歩いて暮らせるまち^{*}を目指し、日常生活の利便性の向上とコミュニティ・子育て環境等の充実を図ります。

また、各地域交流拠点に含まれる、商業地、住宅地、沿道サービス地及び土地利用検討地の基盤施設の充実を図るとともに、公共公益機能、商業・業務機能及び居住機能を適切に誘導し、良好な市街地環境を形成します。

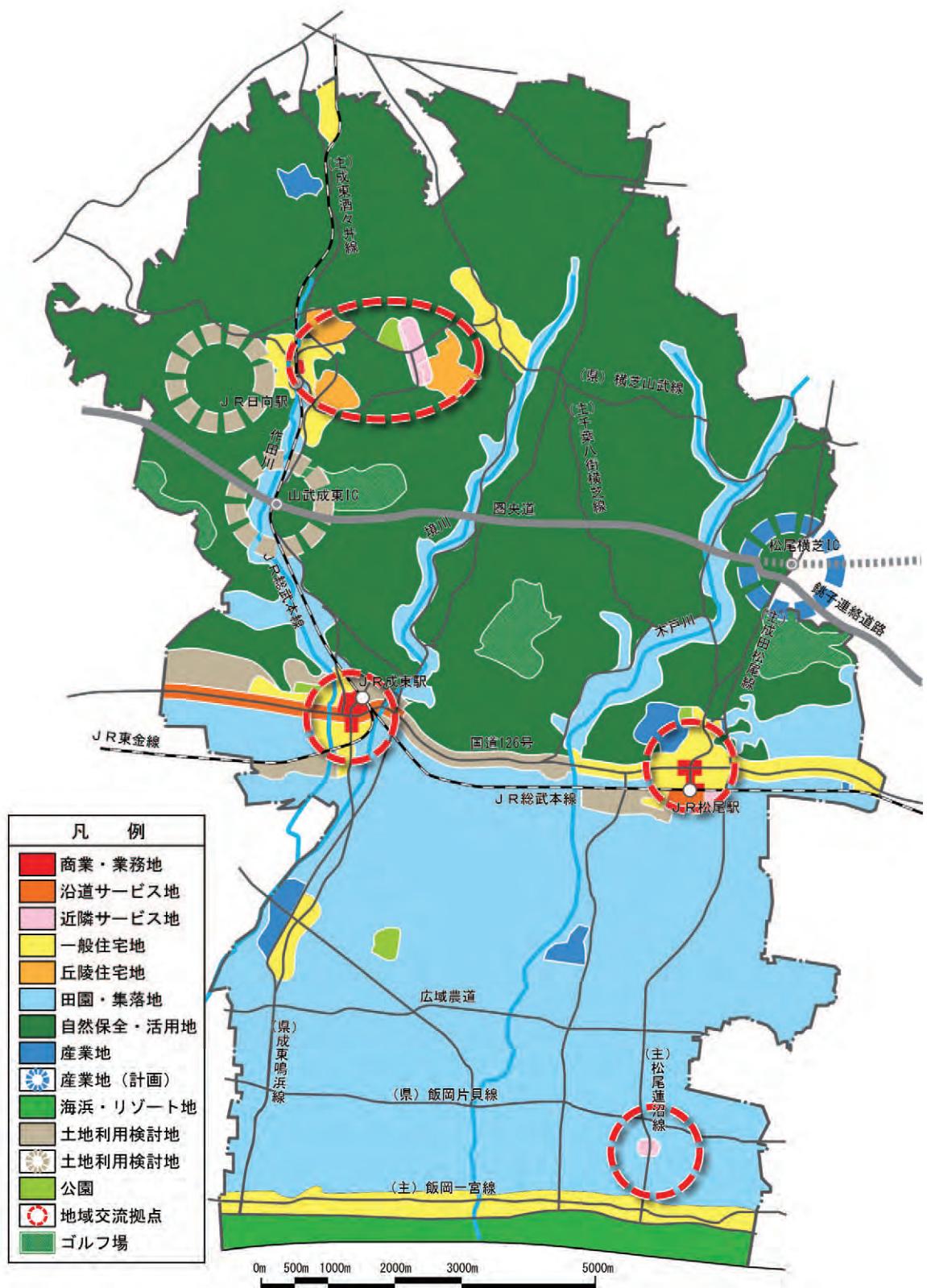
（2）都市計画制度を活用した適正な土地利用の規制・誘導

用途地域内においては、上記「(1) 自然との調和を基本とした土地利用の促進」の方針を踏まえ、良好な市街地の形成を図ります。

用途地域外においては、自然との調和を基本とした土地利用を促進するため、「農業振興地域整備計画」と連携して、無秩序な市街化を抑制するとともに、道路等都市施設の整備状況や地域の実情を踏まえ、必要に応じて用途地域等の新たな指定を行い、無秩序な開発の防止と適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

また、将来的には、より実効性のある土地利用規制手法の導入を検討し、拠点となる地区への住宅や利便施設等の集積を図ります。

【土地利用方針図】



3-2. 市街地整備に関する基本方針

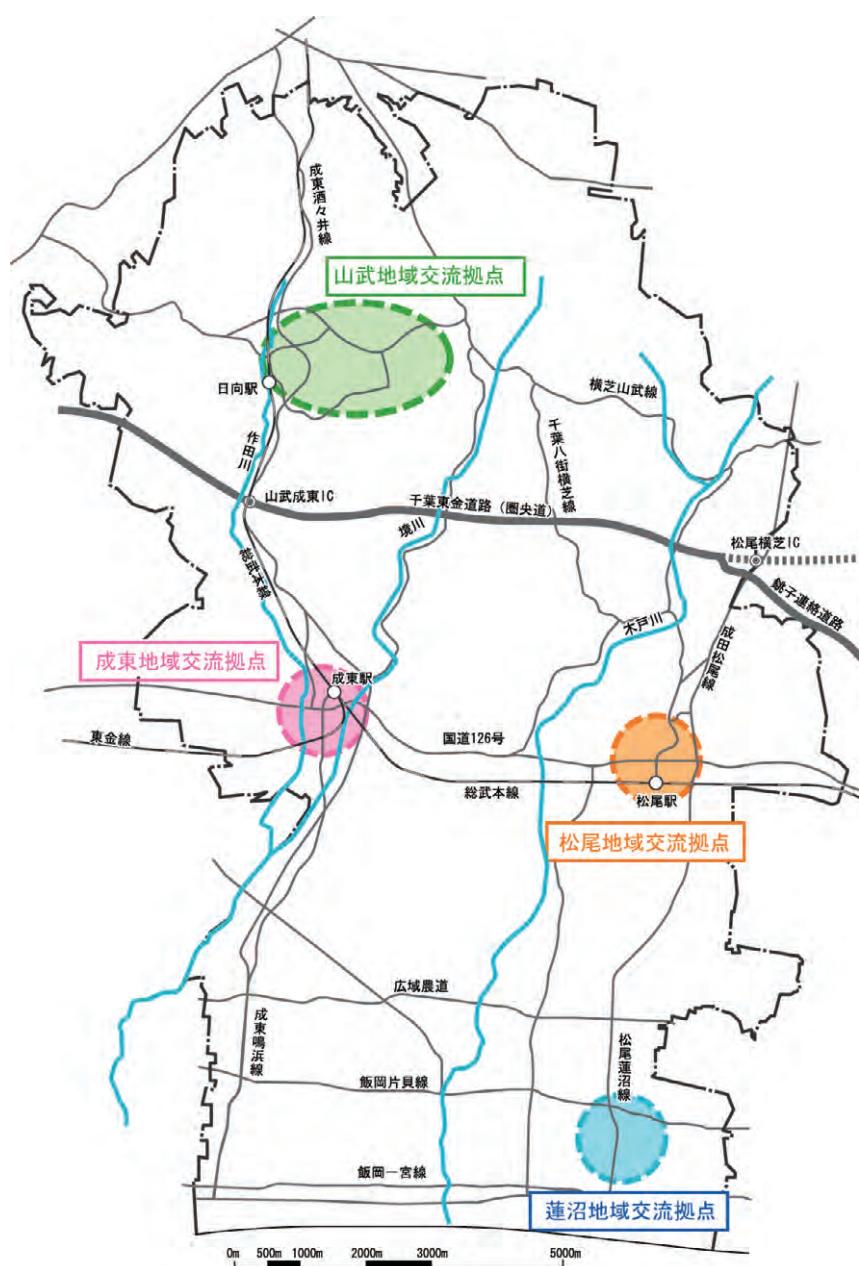
(1) 地域交流拠点の配置方針

本市では、旧町村において歴史的に形成されてきた4つの拠点を有しており、それぞれ都市機能や公共サービスが一定程度集積しています。

都市づくりの目標の一つである「既存社会資本を活用した歩いて暮らせる集約型の都市づくり」を具体化するものとして、それらの拠点について、日常生活の利便性の向上とコミュニティ・子育て環境等の充実を図り、地域の交流拠点として育成していきます。

なお、各地域交流拠点において、その整備方針又は整備の進捗状況に応じて、都市計画道路や用途地域等の都市計画の見直しを進めていくこととします。

【地域交流拠点の配置】



【JR日向駅】



【JR松尾駅】



【さんぶの森中央会館】【さんぶの森文化ホール】【松尾ＩＴ保健福祉センター】 【松尾公民館】

【JR成東駅】



【道の駅 オライはすぬま】



【山武市役所】

【さんむ医療センター】

【蓮沼交流センター】

【蓮沼スポーツプラザ】

(注)写真的施設は例示です。

(2) 地域交流拠点の整備方針

1) 山武地域交流拠点の整備方針

さんぶの森公園前の（都）さんぶの森公園線沿道（ふれあい生活軸）のさんぶの森周辺の地域をコミュニティゾーンとして、さんぶの森交流センターあららぎ館をはじめとした公共公益施設の充実を図るとともに、日常生活の利便性を高める商業施設等の誘導や、丘陵住宅地における質の高い住宅の立地を促進します。

また、地域コミュニティを育成するため、その中核を担うさんぶの森交流センターあららぎ館において、健康、文化、環境及び交流を軸とした多様な事業を展開します。

さらに、同地区については、用途地域が定められていないため、今後「近隣サービス地」として、用途地域の指定等により適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、秩序ある沿道景観の形成を図ります。

J R 日向駅周辺については、山武地域交流拠点の玄関口として、利便性と魅力を高めるため、商業機能の形成に併せ、駅前広場及び駅前通りの整備を推進するとともに、駅へのアクセス道路※等についても検討します。

さらに、安心・安全な市街地環境を確保するため、歩道の整備を推進し、併せて、駅構内におけるバリアフリー化について、鉄道事業者に要請していきます。

日常生活の利便性の向上と地域内交流を促進するため、さんぶの森周辺と J R 日向駅周辺との結びつきを道路及び地域公共交通※により維持・強化し、地域交流拠点としての一体性を確保します。

また、J R 日向駅前広場は、バス停を改修し、利用者の利便性を向上させます。

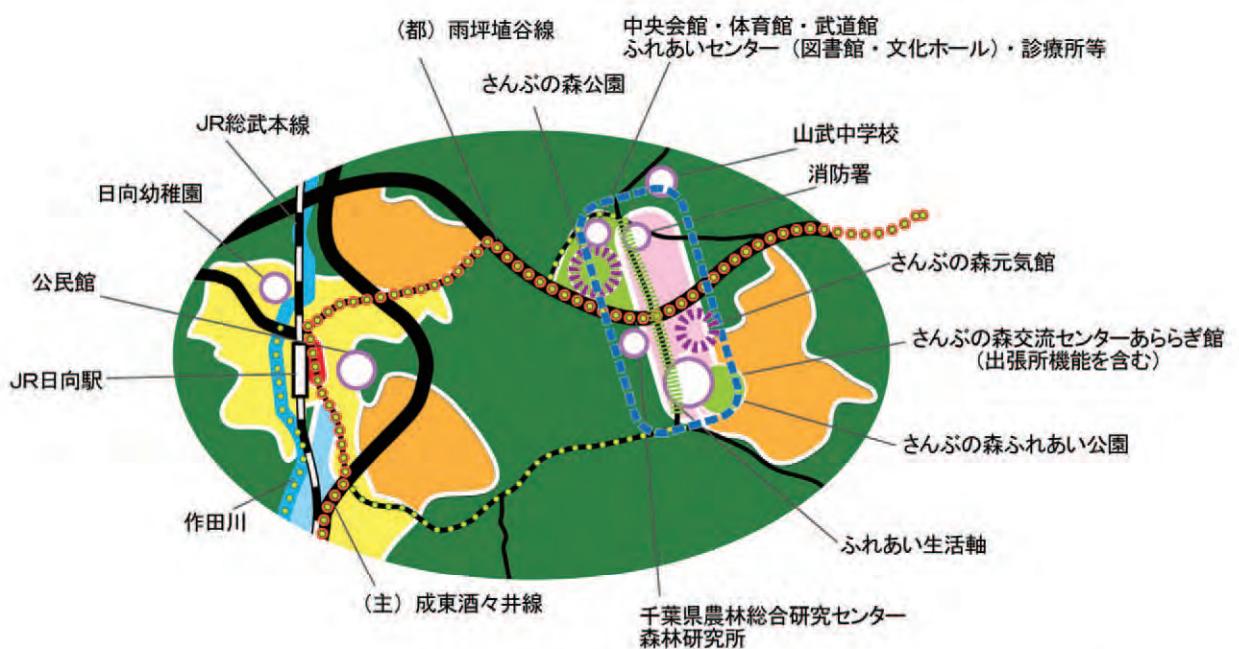
その一環として、（都）雨坪埴谷線をはじめとする都市計画道路についても、引き続き整備を促進します。

【山武地域交流拠点 ふれあい生活軸（イメージ）】



【山武地域交流拠点の将来イメージ図】

注) 拠点全体の範囲及び
凡例に示す位置について
は、おおむねのものです。



凡 例							
商業・業務地	自然保全・活用地	主な地域資源	ふれあい生活軸				
近隣サービス地	公園	公共公益施設	主な幹線道路				
一般住宅地	コミュニティゾーン	水と緑のネットワーク	その他の幹線道路				
丘陵住宅地	河川	地域交流ネットワーク					

2) 成東地域交流拠点の整備方針

JR成東駅周辺について、地区の実情を踏まえ、地区関係者との協働により、整備のあり方、計画及び手法等を検討するとともに、総合的かつ継続的な実施に向けた取組を推進します。

また、その取組にあたっては、ハード・ソフト両面の事業展開を推進、または支援することにより南側と北側の一体的な土地利用が図られるよう配慮します。

JR成東駅南側から市役所周辺にかけての市街地については、コミュニティゾーンとして、(都)成東駅南口線と(都)津辺富口線について、沿道における既存の文化施設を活かしながら「文化のシンボル軸」として整備を進め、商業の充実等により賑わいの再生を図り、行政の中心地にふさわしい多様な交流が展開する土地利用を誘導します。

JR成東駅南側周辺地区は、「山武市景観計画」の重点地区として、よりきめ細やかな景観形成に取り組みます。

成東駅前観光交流センターにおいて、観光案内やレンタサイクルの貸し出し、フリースペースの活用等により活性化を図ります。

さんむ医療センターの建替えにより、地域住民が安心して暮らすことができる環境を整備します。

市役所やさんむ医療センターへのアクセス向上を図るため、国道126号のバイパス的な役割も担う市道成東259号線の整備を推進するとともに、市道成東259号線と国道126号に挟まれた区域について土地利用の規制・誘導等を検討します。

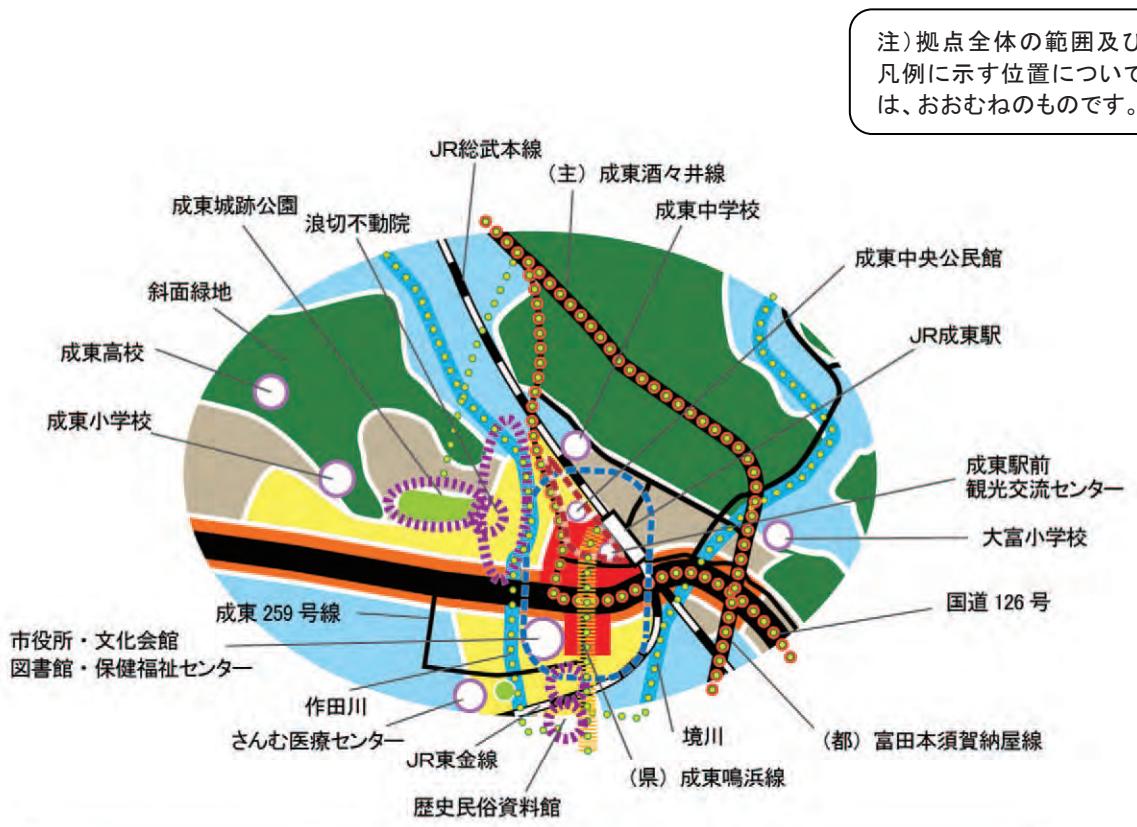
JR成東駅北側については、歩いて暮らせるまちの形成の一環として、土地利用のニーズや実現可能性等を踏まえ、農地との調和に配慮しながら、住宅のほか、都市の魅力や日常生活の利便性を高める土地利用を検討します。併せて、開発需要の規模や用途及び熟度に応じて、都市計画道路や駅前広場等の基盤整備について検討します。

道路・交通体系については、コミュニティゾーン及び国道沿道の多様な施設を徒歩で利用できる地域公共交通の活用とそれに合わせた道路の整備を検討します。

【成東地域交流拠点 文化的シンボル軸（イメージ）】



【成東地域交流拠点の将来イメージ図】



凡 例			
商業・業務地	土地利用検討地	○ 公共公益施設	■ 広域幹線道路
沿道サービス地	公園	● 水と緑のネットワーク	■ 主な幹線道路
一般住宅地	□ コミュニティゾーン	△ 地域交流ネットワーク	□ その他の幹線道路
田園・集落地	○ 河川	■ 文化的シンボル軸	
自然保全・活用地	● 主な地域資源	□ 山武市景観計画重点地区	

3) 松尾地域交流拠点の整備方針

J R 松尾駅周辺について、地区の実情を踏まえ、地区関係者との協働により、整備のあり方、計画及び手法等を検討するとともに、総合的かつ継続的な実施に向けた取組を推進します。

また、その取組にあたっては、ハード・ソフト両面の事業展開を推進、または支援することにより南側と北側の一体的な土地利用が図られるよう配慮します。

駅周辺地区をコミュニティゾーンとして、道路改良等による歩行者ネットワーク（ふれあい生活軸）等の整備を推進し、地区の利便性と魅力を高めます。

J R 松尾駅北側については、既存の公共公益施設、商業施設及び教育施設の維持と活用を図り、コミュニティの育成や日常生活の利便性を高める土地利用を促進します。

また、駅北側の駅前道路(都)大堤松尾線及びその沿道の整備については、通学路や沿道商業地の形成等の地区の実情を踏まえ、地域住民の協力を得ながら検討します。

J R 松尾駅南側については、空港シャトルバスのバス停の設置と併せ、松尾 I T 保健福祉センター等の公共公益施設の活用を検討します。

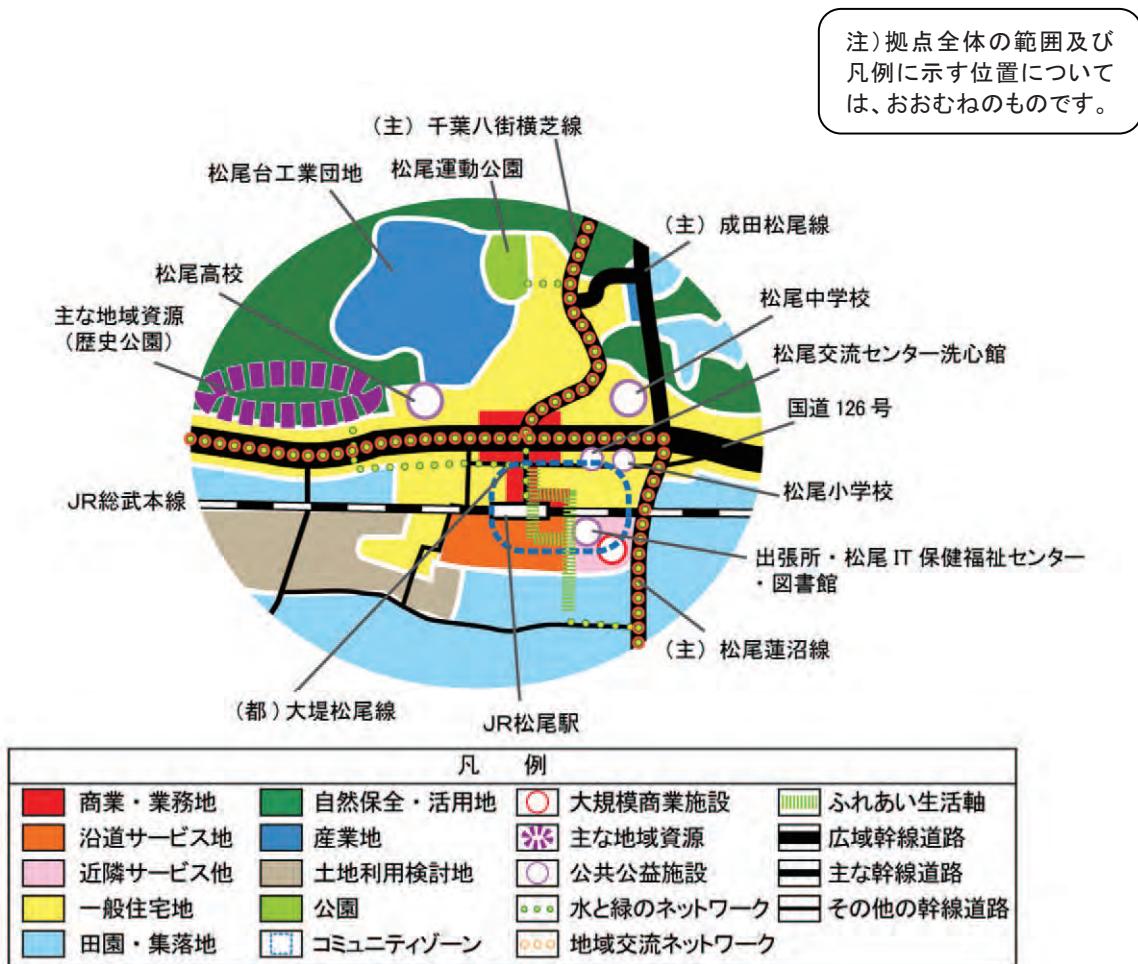
また、空港シャトルバスのバス停周辺については、土地利用のニーズや実現可能性等を踏まえ、農地との調和に配慮しながら、土地利用を検討します。

道路・交通体系については、公共公益施設や商業施設を利用する際の安全性、利便性を確保するため、地域公共交通の活用や歩道、自転車道の整備を検討します。

【松尾地域交流拠点 ふれあい生活軸（イメージ）】



【松尾地域交流拠点の将来イメージ図】



4) 蓼沼地域交流拠点の整備方針

歩いて暮らせるまちづくりに向けて、蓼沼出張所、道の駅「オライはすぬま」周辺のコミュニティゾーン及び近隣サービス地において、既存施設を活かした拠点形成を推進します。

道の駅「オライはすぬま」において、観光レンタサイクルの活用や蓼沼交流センターと連携したイベント等の開催により活性化を図ります。

また、海浜・リゾート交流拠点を訪れる人々への観光情報等の情報発信機能や公共公益機能、商業機能の充実により拠点性を高め、地域住民の生活の利便性向上と観光客の増加を図ります。

併せて、観光資源等の活用を通じて、地域住民との協働により、地域の活性化に向けた継続的な取組を推進します。

道路・交通については、空港シャトルバスや地域公共交通のターミナル機能の強化を図り、地域住民と観光客との交流を促進します。

また、蓼沼地域交流拠点の公共公益施設や道の駅等を地域住民が利用しやすくするため、蓼沼地域交流拠点と海浜リゾート交流拠点及び周辺集落等とを連絡する道路・交通を「地域内連絡軸」として位置づけ、地域公共交通の活用等によりその形成を促進します。

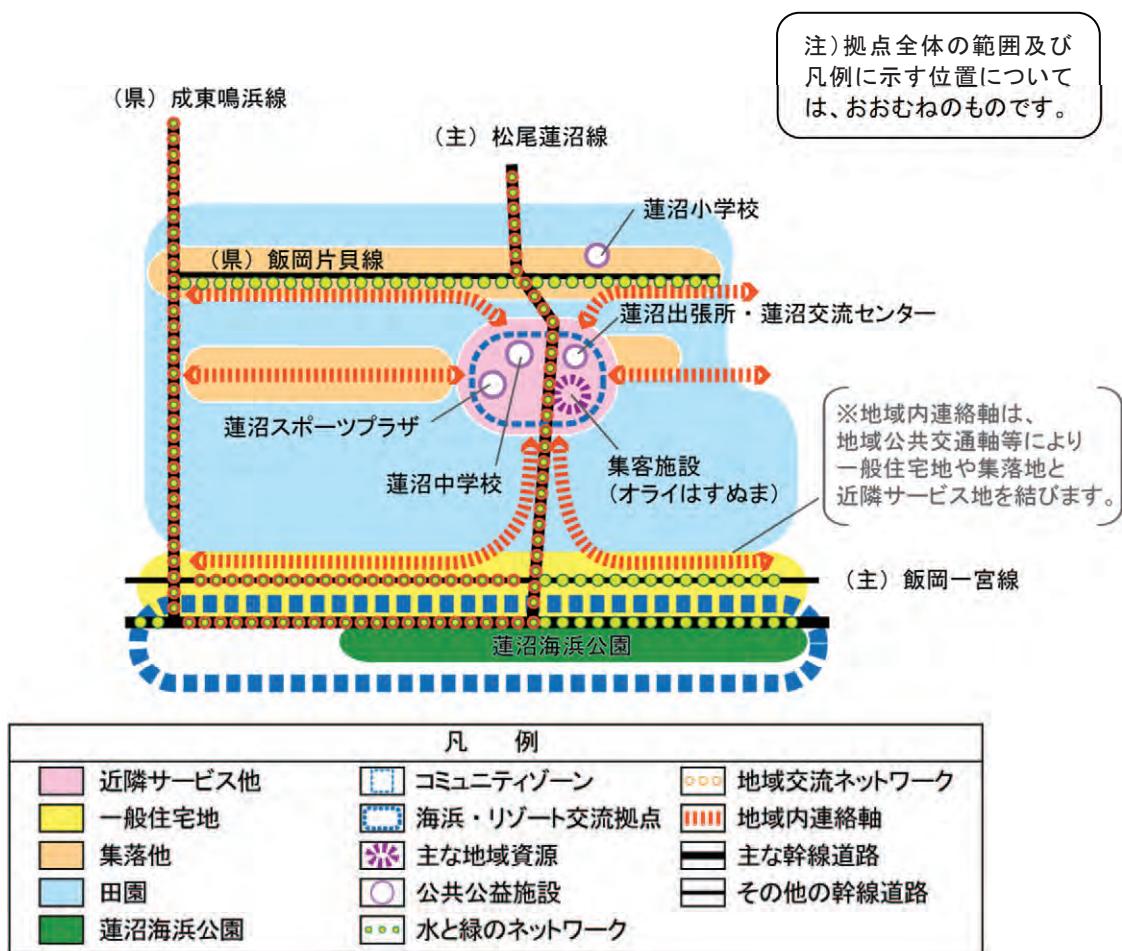
【蓼沼地域交流拠点 近隣サービス地】



【観光レンタサイクルの貸出】



【蓮沼地域交流拠点の将来イメージ図】



3-3. 道路・交通体系に関する基本方針

(1) 都市構造の実現に向けた道路・交通ネットワーク

都市計画道路と既存の国県道等が互いに連携しながら、道路ネットワークの形成を図ります。

併せて、道路ネットワークと整合を図りながら、公共交通等による交通ネットワークの形成を図ります。

なお、道路については、将来交通需要や地域の状況等を踏まえ、適切な位置・構造及び整備手法を検討します。

また、誰もが便利に利用できる公共交通体系を検討します。

(2) 周辺都市と結ぶ広域幹線道路・幹線道路の整備促進

都市連携軸となる国道126号について、広域幹線道路として、交通混雑の解消を図り円滑な道路交通機能を確保するため、4車線で都市計画決定された区間の整備を促進します。

地域交流ネットワーク及び都市の骨格となる道路については、整備を促進するとともに、供用区間ににおいて、道路交通の円滑化と歩行者の安全性を確保するため、付加車線の設置等の交差点改良や歩道の設置を促進します。

木戸川の架橋を含めた（都）蓮沼海浜公園本須賀納屋線の整備を促進するとともに、広域農道についても整備を促進します。

成東地域交流拠点から、（県）成東山武線と並走して富里・成田方面へ連絡する市道については、北総中央用水事業と連携を図りながら整備を促進します。

【国道126号】



(3) 観光振興等の地域活性化に資する交通基盤等の整備促進

圏央道等の広域幹線道路とネットワークを形成する（都）富田木原線、（都）和田新泉線、（都）富田本須賀納屋線及び（都）蓮沼海浜公園本須賀納屋線（（主）飯岡一宮線バイパス）について、海浜・リゾート交流拠点の骨格道路を形成するとともに、圏央道の全線開通や東京湾アクアラインの波及効果を受け止めるため、整備を促進します。

なお、（都）和田新泉線については、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、山武成東インターチェンジからJR成東駅北側を経由し、国道126号に至る広域幹線道路の早期整備実現に向けて、関係機関との連携のもと検討します。

駅等における多言語による観光案内サイン※等を充実させ、海外からの観光客への対応を図ります。

圏央道において、道路利用者の利便性の向上とともに、地域の情報発信などに資するパーキングエリアの整備を促進します。

(4) 歩行者の視点に立った生活道路の整備・改良

市民の意見を聞きながら生活道路の拡幅・改良等について検討を行い、歩行者の視点に立った生活道路の整備を進めます。

一般住宅地等の市街地にみられる幅員の狭い道路については、拡幅や隅切りの設置、側溝の蓋掛け等を実施し、歩行者の安全・快適性を確保します。

【改良された生活道路】



(5) 市民の生活スタイルに対応した公共交通の活用

歩いて暮らせるまちづくりに向けて、地域交流拠点と周辺の市街地や集落地を結ぶ公共交通の活用を推進します。

路線バス等公共交通の空白地域については、基幹バスや乗合タクシー等の地域公共交通の活用を推進します。

併せて、路線バスの運行形態について、地域公共交通との連携を確保するとともに、低床バスの導入等について事業者とともに検討します。

地域交流ネットワークを構成する道路について、公共交通との連携が円滑に図られるよう、拡幅・改良等を検討します。

市内3駅周辺においては、鉄道とバスの結節点※となることから、駅前広場等の整備を推進し、各地域の顔となる修景整備を進めます。

駅周辺における歩道の段差解消、駅と主要な公共公益施設に至るルートにおける歩道の設置を推進するとともに、駅構内におけるバリアフリーを鉄道事業者に要請し、安全・快適に鉄道を利用できる環境整備を推進します。

空港シャトルバスの運行ルートについて、JR松尾駅と連携が図られるよう事業者とともに検討します。

関係機関と協力して、引き続き、JR線の利便性向上や芝山鉄道の延伸に向けた取組を推進します。

【JR日向駅】



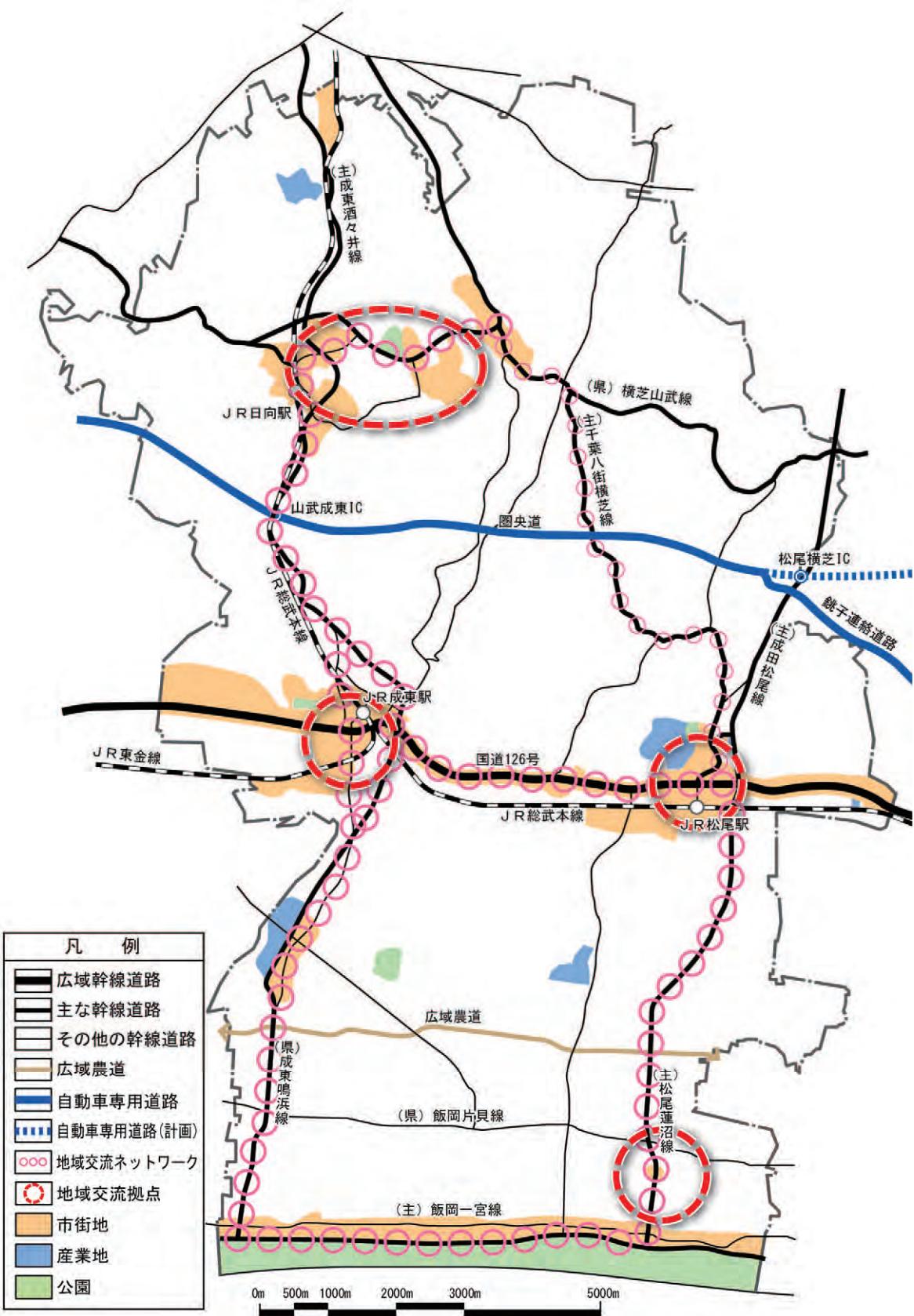
【JR成東駅】



【JR松尾駅】



【道路・交通体系方針図（幹線道路）】



3-4. 公園・緑地に関する基本方針

(1) 潤いとやすらぎの空間形成

地域交流拠点、海浜・リゾート交流拠点、成東総合運動公園及び各地域に豊富に存在する地域資源等について、主要な道路（地域交流ネットワーク等）や河川等により有機的に結びつけ、人々が潤い・やすらぎを感じる「水と緑のネットワーク」を形成します。

市街地内においてネットワークを構成する道路の沿道では街路空間と連携し、ウォーカブル※なまちづくりの視点から身近に緑を感じることができる空間を形成します。

緑の保全や緑化の推進にあたっては、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」の策定を進めます。

道路沿道や河川沿川等の緑化及び維持管理については、市民との協働によるアダプトプログラム制度※の活用を推進します。

公園・緑地の維持管理については、地域住民及びNPO※等の市民団体との協働により進めます。

国指定天然記念物 成東・東金食虫植物群落を、郷土の財産として後世に継承するため、文化財保護法に基づき「保存活用計画」の策定を進めます。

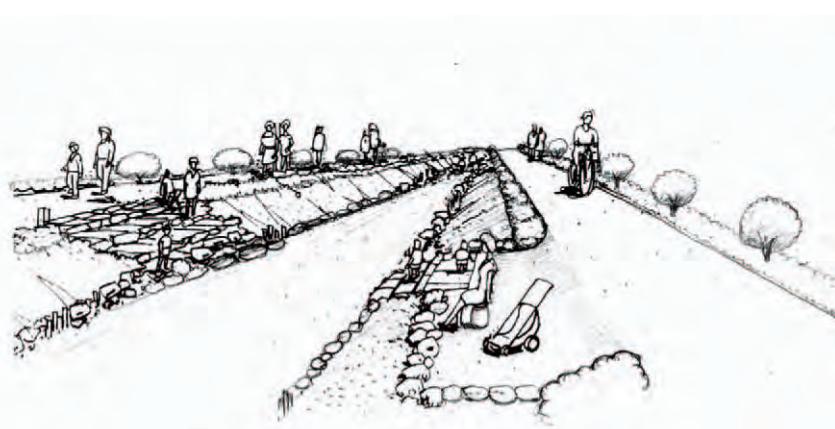
【境川】



【作田川】



【水と緑のネットワーク（イメージ）】



【水と緑のネットワーク】

公園緑地、歴史・文化施設等を緑化された道路や散策可能な河川管理用道路で結んでネットワーク化することで、緑や水辺の空間の散策やサイクリングを可能にし、市民の健康や都市の潤いを確保するものです。

(2) 基幹的な公園の機能充実と地域の特性にあった公園・緑地の配置検討

蓮沼海浜公園、成東総合運動公園及びさんぶの森公園等の基幹的な公園について、機能の維持・増進を図ります。

また、成東総合運動公園及びさんぶの森公園は、災害時に地域の防災活動の拠点となる施設として、防災機能の強化を図ります。

市街地、田園・集落地及び自然保全・活用地における公園については、それぞれの地域の特性に合わせた維持・管理を図ります。

また、日常的な運動の場となるなど新生活様式（ニューノーマル）への対応や、子どもの遊び場となる身近な公園の充実を図るため、周辺の公園・緑地の配置や規模等の状況を踏まえ、整備を検討します。

併せて、災害時における防災機能の向上について検討します。

【成東総合運動公園】



(3) 植樹、緑化覆工等による斜面緑地の防災性の向上

斜面緑地について、特徴的な背景としての緑となっていることから、崩落等を防止する防災対策を実施する際には、植樹や緑化覆工※を検討します。

(4) 公共施設、民有地の緑化推進

一般住宅地等の市街地における緑の量を増加させるため、公共施設においては温熱環境の緩和に資する屋上緑化・壁面緑化、民有地においては生け垣の設置等による緑化を推進します。

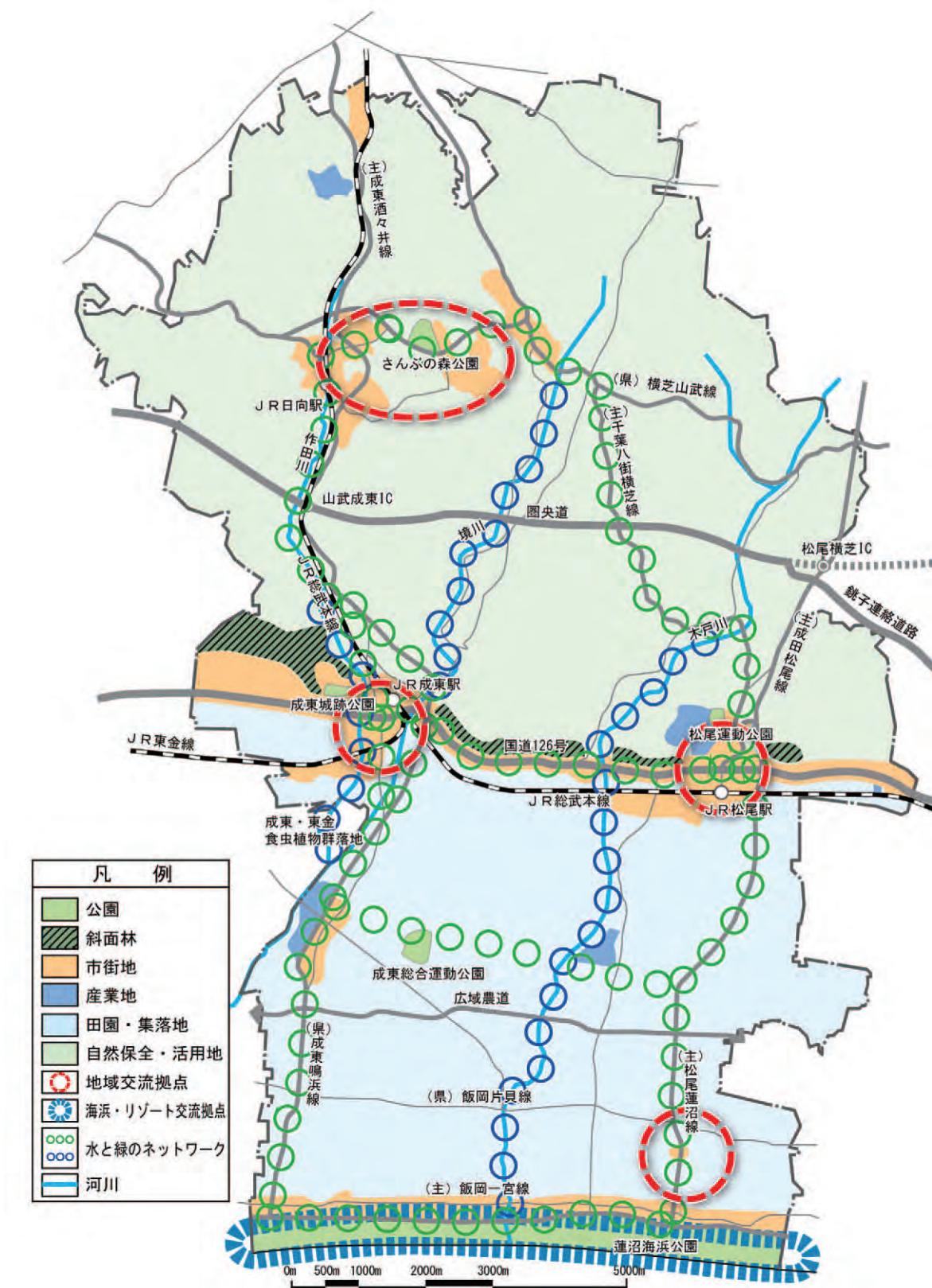
また、公共施設の整備、民有地の緑化において雨水浸透・貯留に資するレインガーデン※等のグリーンインフラ※の導入を促進します。

工業団地等においては、周辺環境と調和するよう敷地内の緑化を促進します。

【市役所の壁面緑化〈緑のカーテン〉】



【公園・緑地に関する方針図】



3-5. 景観に関する基本方針

(1) 地域の魅力を高める景観づくりの推進とその取組

海浜・田園・丘陵等の多様な景観は、農林漁業及び観光業の営みとともに培われてきました。このような山武市の個性を感じることのできる景観を後世の人々に引き継ぎ、地域の魅力を高める景観づくりを推進します。

また、山武市景観条例の施行に伴い、太陽光発電設備など景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物の建築や工作物の設置等の行為を行う際には、景観法に基づく届出制度について、山武市景観計画に定める基準への適合を図るとともに、屋外広告物規制制度と連携して景観づくりを推進します。

さらに、市民とともに、地域の実情を踏まえ、地区計画制度や都市緑地法に基づく緑地保全制度の活用等について検討します。

(2) 田園・里山の原風景を活かした美しい景観づくり

季節の移り変わりを感じる田園、豊かな緑に覆われた丘陵地、人と多様な生き物が身近に共生する里山は、日本の原風景であり、国内外に誇ることができる美しい景観となっていることから、景観の保全を図ります。

また、その景観は、農林業の営みとともに形成されてきたことから、農地や森林を保全するとともに、グリーンツーリズム等の観光振興の資源としての活用も図ります。

斜面林については、田園から連なる緑の空間として山武市を特徴づけるランドマークとなっていることから、防災性の向上と併せて景観資源としても保全を図ります。

木戸川、作田川等の河川は、潤いのある豊かな水辺景観として保全を図ります。

(3) 九十九里浜と太平洋の眺望の確保

人々に潤いとやすらぎを与える九十九里浜と太平洋の雄大な景観を維持するため、砂浜の浸食防止や松林の保全に向けた取組を促進します。

また、九十九里浜の代表的な景観である砂浜と松林が調和した海岸景観を保全します。

【九十九里浜と松林】



(4) 生活に根ざした愛着をもてる景観づくり

市街地内において、各地域の特徴を踏まえ、市民が主体となって地区の景観形成を推進し、自然に囲まれた都市にふさわしい市民との協働による景観形成を推進します。

市内3駅周辺においては、地域の顔となる空間であることから、地域の実情を踏まえながら、商店の色彩やデザインの統一及び電線類の地中化等により、賑わいの中にも秩序を感じができる景観づくりを推進します。

JR成東駅南側周辺地区は、「山武市景観計画」の重点地区として、よりきめ細やかな景観形成に取り組みます。

蓮沼、山武の地域交流拠点においては、地域資源を活かしながら、地域を特徴づける景観づくりを推進します。

田園・集落地における屋敷林、柵の生け垣については、山武市を特徴づける景観の一つであり、地域住民とともに、保全を検討します。

市内に点在する寺社については、地域の特徴や愛着を育む景観資源となることから、祭や行事の舞台にふさわしい景観づくりを進めます。

【柵の生け垣や屋敷林】



(5) 山武市の個性と魅力を活かした沿道景観

地域交流ネットワークを構成する国県道について、地域の個性と魅力を活かした沿道景観づくりを推進します。

山武成東インターチェンジ、松尾横芝インターチェンジから、市街地へのアクセス道路となる(主)成東酒々井線、(主)成田松尾線については、沿道景観と一体となった道路の修景整備等により、訪れた人々が山武市の個性と魅力を感じることが出来るような景観づくりを推進します。

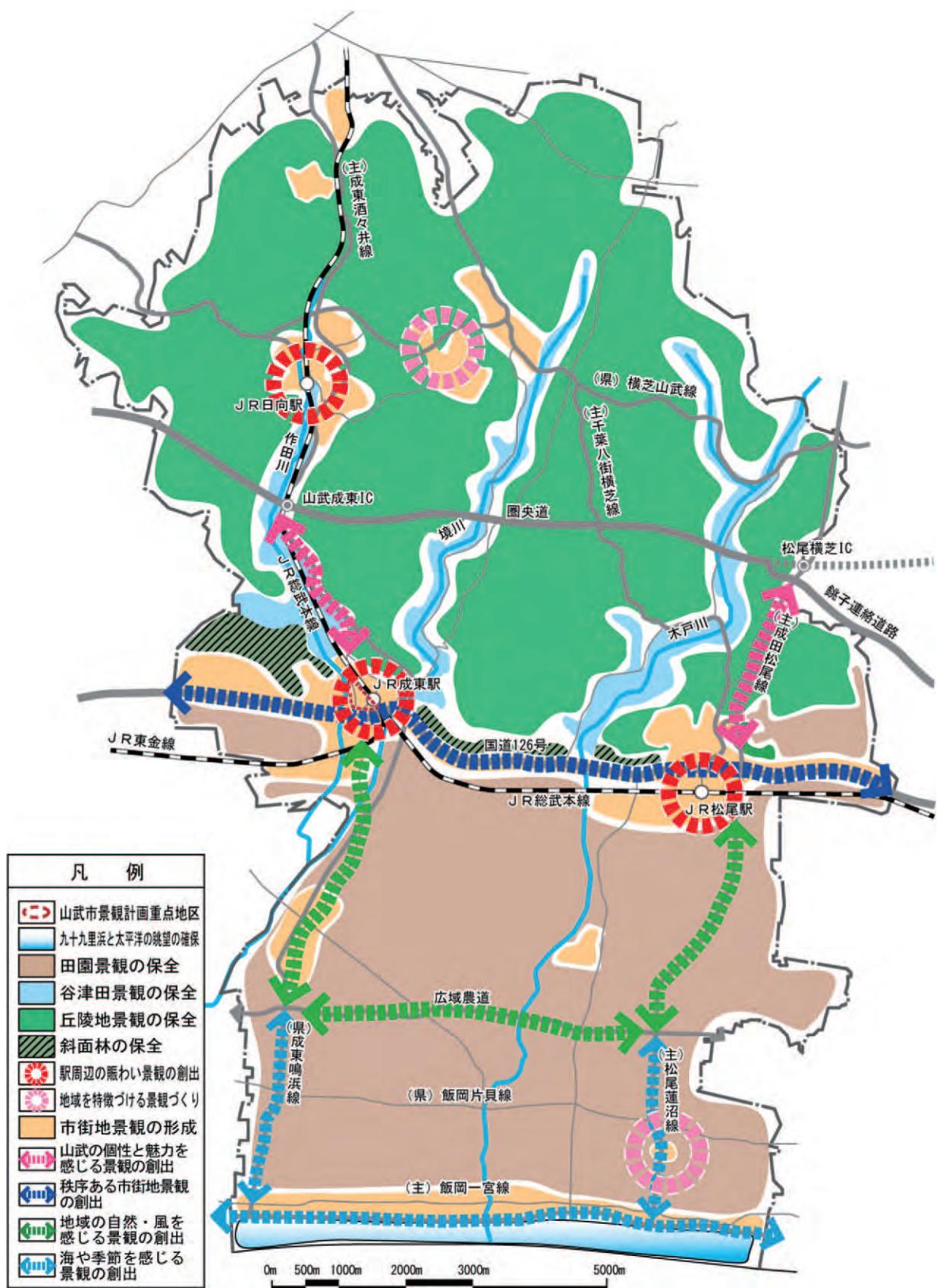
国道126号沿道においては、建物の意匠や建て方、看板・広告物に対する色彩、デザイン、大きさ及び内容等に関するルールづくりについて検討するとともに、電線類の地中化、道路植栽等により、自然と調和した秩序ある沿道景観の創出を推進します。

(県)成東鳴浜線、(主)松尾蓮沼線、(都)蓮沼海浜公園本須賀納屋線については、九十九里浜にアクセスする道路として、来訪者が海と季節を感じることのできるような沿道景観づくりを進めます。

【国道126号沿道】



【景観に関する方針図】



3-6. 環境に関する基本方針

(1) 環境と共生する都市づくりの推進

本市では、地球温暖化・気候変動問題を市民一人一人が喫緊の課題と受け止め、山武市の未来を守るため市民と一緒に、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ※」の実現に向けて取り組みます。また、その取組として、公共施設等への再生可能エネルギー等の導入や、公共交通への低炭素型モビリティの導入を推進します。

また、自動車交通量の低減を図り、CO₂削減を図る等環境に配慮した集約型都市構造の実現を推進するため、公共交通の利用を促進するとともに、低炭素型モビリティの導入を検討します。

本市が有する海岸・田園・丘陵等の豊かな自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラを推進します。

公共用水域の水質の悪化を防止し、併せて農地や自然環境を保全するため、合併処理浄化槽への転換の推進等により、汚水の適正な処理を推進します。

山武郡環境衛生組合のごみ処理施設は、ごみの受入れ地域の拡大や、既存施設の経年的な劣化（老朽化）に伴う維持管理費の増加、災害に備えた強靭性の確保等といった問題や課題に対応するため、新ごみ処理施設の整備を促進します。

工業団地等では、経済活動の動向等を踏まえ、工業・流通業務地等、適正な土地利用を進め、周辺の住環境及び自然環境との調和を図ります。

海浜・リゾート交流拠点である海岸沿いでは、観光レクリエーションの場としての活用を図りながら、自然環境との調和を推進します。

(2) 海浜・リゾート交流拠点における環境保全

九十九里浜において、潮の流れの変化により砂浜が浸食され、防風林にも影響を与えていていることから、関係機関とともに、景観に配慮しながら、砂浜の浸食防止対策等について検討し、必要な対策を推進します。

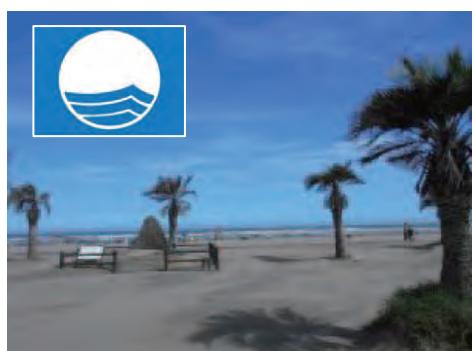
九十九里浜の防風林は、海岸と調和した自然環境を形成しており、その機能を活かして潮風害・飛砂を防ぐグリーンインフラとして、適切な維持管理と保全・再生を促進します。

海岸の環境保全は、森林や河川の環境保全なくしては達成できないため、本須賀海水浴場において、ビーチの国際環境認証ブルーフラッグの認証の更新を目指します。

【九十九里浜】



【本須賀海水浴場・ブルーフラッグ】



(3) 田園における環境保全

田園ゾーンの農地は、農産物の生産機能や洪水調整機能を有するだけでなく、多様な生物の生息場所として生物多様性に貢献するグリーンインフラとなっており、地域の自然環境や災害対策において重要な役割を担っています。

このため、「農業振興計画」と整合を図りながら、宅地化ができる限り避けて農地を保全し、併せて、集落地における生活環境を維持します。

防風対策として配置されている集落の屋敷林については、農地と調和した自然環境を形成していることから、所有者に適切な維持管理を促し、保全を図ります。

農業集落排水事業への加入促進と合わせ、合併処理浄化槽への転換を推進し、農業用排水の水質保全と生活環境の向上を図ります。

【田園】



(4) 森林の適切な管理と里山の保全

丘陵部における森林について、流域治水の観点から森林の保水機能を發揮させる間伐等の適切な維持管理と生態系に配慮した植林等を促進します。

丘陵部の谷地にみられる里山については、谷津田に依存した貴重な生物が生息し、豊かな生態系が形成されていることから、生物多様性の保全を図るとともに、景観や伝統的生活文化の維持など多面的な機能を持つ地域資源としての活用を目指します。

【里山】



(5) 環境に配慮した治水対策の推進

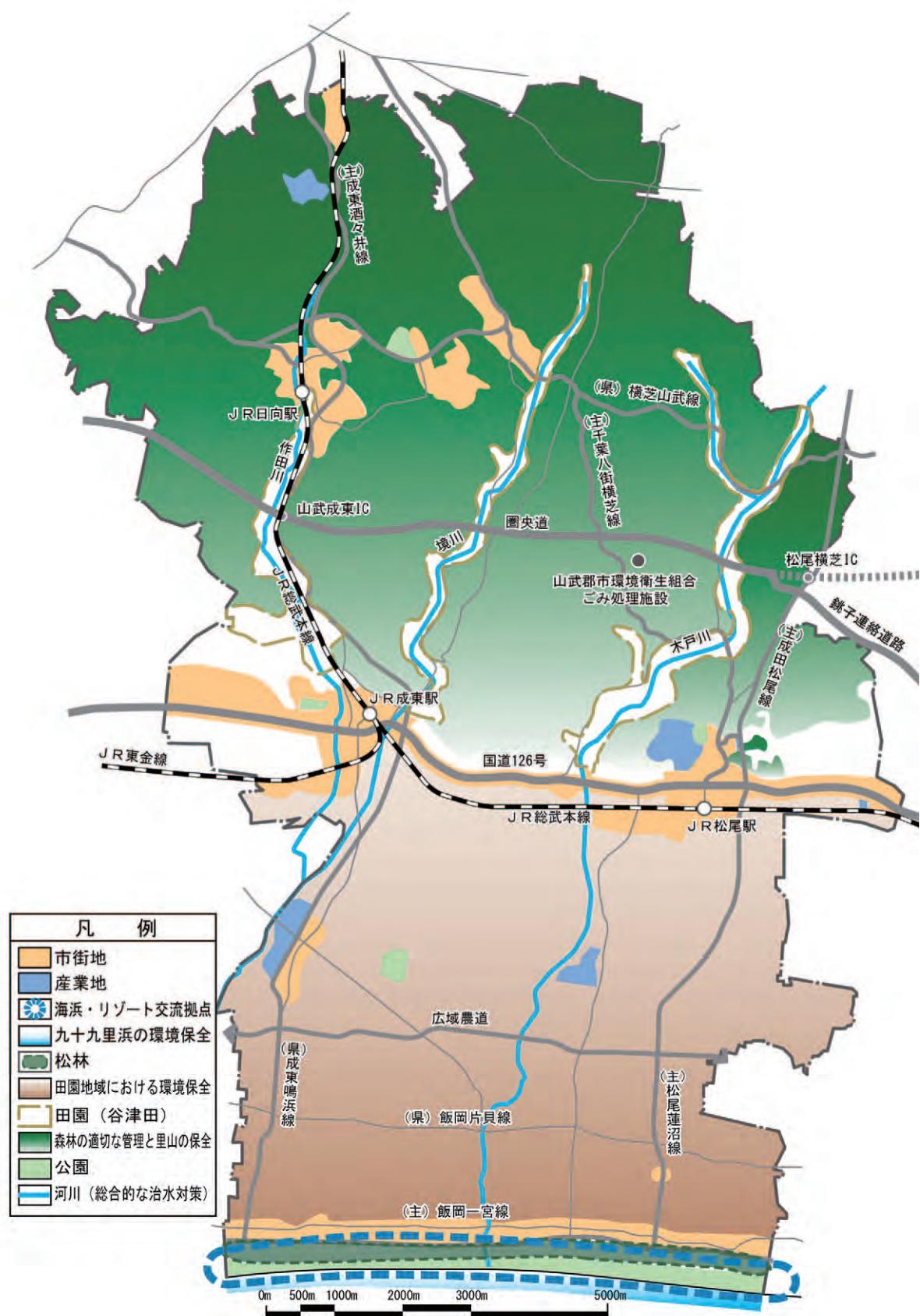
木戸川、作田川及び境川について、多自然川づくりの観点から自然や生態系及び景観の保全に配慮しながら、未改修区間の整備等を促進します。

丘陵部等における宅地開発については、自然環境と調和した計画とするよう事業者に要請するとともに、必要な緑地を確保します。

【木戸川】



【環境に関する方針図】



3-7. 防災に関する基本方針

(1) 自然との共生による防災対策の推進

グリーンインフラの取組をできる限り取り込み、自然との共生による防災対策を推進します。

急傾斜地崩壊危険箇所^{*}について、自然や景観に配慮した防災対策を促進します。

木戸川、作田川及び境川の自然並びに景観の保全を図るとともに、未改修区間の整備等を促進します。

九十九里浜沿いの松林については、海岸景観として貴重な資源であるとともに、潮風害等を防止する機能を有することから、関係機関とともに、景観への配慮を行いながら、保全に向けた取組を推進します。

田園の屋敷林については、防風林としての機能の他に、延焼防止機能を持っていることから、地域住民とともに保全を検討します。

【斜面緑地】



(2) 都市の防災性の向上

地震、火災及び津波等の災害時における延焼、倒壊等が懸念される住宅が密集する地区において、建物の更新等による不燃化・耐震化を促進するとともに、安全で速やかな避難ができるよう、避難路となる道路の整備、幅員の狭い道路の解消、災害時に避難場所となる避難タワーの設置、公園等のオープンスペース^{*}の確保等により、防災性の向上を図ります。

市街地内の幹線道路については、延焼遮断機能を持つことから、沿道建物の不燃化・耐震化を推進するとともに、災害時における避難経路、物資輸送路としての機能を確保します。

海浜地域・田園地域では、「地域防災計画」に基づく津波時を想定した避難路や避難場所の整備を推進します。

都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、雨水排水施設の整備を推進します。雨水排水施設の整備に際しては、グリーンインフラ（レインガーデン等）の導入について検討します。

道路を占用している上水道、電気及び通信等のライフラインの防災性を強化するため、老朽部分の機能更新を促進するとともに、地下の共同溝敷設による集約化についても検討します。

令和元年房総半島台風により大きな被害が発生した経験を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進や上水道等の基幹管路の耐震化、合併処理浄化槽への転換の推進、防災ネットワーク道路の整備・維持管理など、浸水や停電による影響が大きいライフライン関係施設の長期間の機能停止を起こさせない整備を進めます。

宅地造成規制法に基づき、大規模盛土造成地マップ^{*}の作成・公表を行うことで対象区域住民等に周知を図るとともに、大規模盛土造成地の変動予測調査を推進します。

(3) 建築物の耐震化及びブロック塀対策の促進

「山武市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や特定建築物の耐震化を促進します。また、千葉県と連携して危険なコンクリートブロック塀の撤去を促進します。

(4) 防災活動拠点の整備推進

災害時の防災拠点となる市役所のほか、地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めます。

防災拠点については、災害時の備えとして、防災資機材の確保及び食糧・飲料水・生活必需品等の適切な措置を行い、調達体制を整備します。

成東総合運動公園及びさんぶの森公園は、災害時に地域の防災活動の拠点となる施設として、防災機能の強化を図ります。

(5) ハザード情報の整備・提供

本市では、作田川や木戸川沿いの洪水浸水想定区域、丘陵地域や市街地地域での土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険箇所など、災害の危険性の高いエリアを有していることから、災害ハザードマップを適宜更新しながら、ホームページやパンフレットなどを通じて、住民・観光客や事業者等に対して地域の災害リスク情報を提供します。

(6) 市民との協働による防災体制づくり

避難訓練等の実施を通して、市民との協働により、災害時におけるライフライン等の円滑な復興や被害を最小限にする都市防災の取組を促進します。

【防災に関する方針図】

